

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 備考 |
|---|--|----------|--|---------------|--------------------------|----------------|----------------|-------|----|
| 関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務 H29.4.3 ~ H30.3.27 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1 | 5010005002705 | 一般競争入札 (総合評価) | 8,383,193 | 7,668,000 | 91.5% | |
| 水中部施工状況確認業務 H29.4.1 ~ H30.3.31 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10 | 2010405001061 | 一般競争入札 (総合評価) | 42,905,798 | 39,960,000 | 93.1% | |
| 港湾・空港整備に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務 H29.4.1 ~ H30.3.31 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2 | 2010005018571 | 一般競争入札 (総合評価) | 47,933,505 | 47,304,000 | 98.7% | |
| 船舶機械技術資料作成業務 H29.4.3 ~ H30.3.30 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1 | 5010005002705 | 一般競争入札 (総合評価) | 19,819,922 | 18,252,000 | 92.1% | |
| 東京港臨港道路南北線沈埋函(4号函・5号函・6号函)製作・築造等工事 H29.4.13 ~ H32.3.13 港湾土工工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.13 | 五洋・東洋・新日鉄住金エッジ特定建設 工事共同企業体 代表者 五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8 | - | 一般競争入札 (総合評価) | 20,445,961,138 | 19,407,600,000 | 94.9% | |
| 船舶機械施工確認業務 H29.4.17 ~ H30.3.30 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.17 | (株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1 | 5010401047320 | 一般競争入札 (総合評価) | 11,175,708 | 10,584,000 | 94.7% | |
| 建設資材等価格調査 H29.4.18 ~ H30.3.30 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.18 | (一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15 | 1010005002667 | 一般競争入札 (総合評価) | 18,667,063 | 17,863,200 | 95.7% | |
| 港湾及び空港建設工事における工事安全対策業務 H29.4.18 ~ H30.2.28 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.18 | 特定非営利活動法人 みなとサポート 横浜市中区海岸通3-12-1 | 9020005005091 | 一般競争入札 (総合評価) | 4,782,524 | 4,752,000 | 99.4% | |
| 東京国際空港A滑走路保安施設用地基礎及び上部等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H29.4.24 ~ H31.7.10 空港等土工工事、港湾等鋼構造物工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.24 | 大成・東洋・JFE異工種建設工事共同企業 体 代表者 大成建設(株) 東京支店 東京都新宿区西新宿6-8-1 | - | 一般競争入札 (総合評価) | 9,202,161,600 | 8,441,280,000 | 91.7% | |
| 東京国際空港C誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H29.4.27 ~ H29.12.28 空港等土工工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.27 | 若築・あおみ特定建設工事共同企業体 代表者 若築建設(株) 東京支店 東京都目黒区下目黒2-23-18 | - | 一般競争入札 (総合評価) | 1,772,576,992 | 1,600,560,000 | 90.3% | |
| 東京国際空港N地区エプロン舗装等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H29.5.8 ~ H30.3.20 空港等舗装工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.5.8 | (株)NIPPO 関東第一支店 東京都新宿区西新宿3-7-1 | 9010001034987 | 一般競争入札 (総合評価) | 2,568,529,972 | 2,318,760,000 | 90.3% | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 備考 |
|---|--|-----------|--|---------------|-------------------------------|---------------|---------------|-------|----|
| 東京国際空港国際線地区P誘導路他舗装等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H29.5.18 ~ H30.3.16 空港等舗装工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.5.18 | (株)NIPPO 関東第一支店 東京都新宿区西新宿3-7-1 | 9010001034987 | 一般競争入札 (総合評価) | 1,567,175,866 | 1,458,000,000 | 93.0% | |
| 平成29年6月分 該当なし | | | | | | | | | |
| 東京湾浅場造成工事 千葉県富津市富津沖 H29.7.31 ~ H30.3.23 港湾等しゅんせつ工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.7.31 | 東亜建設工業(株) 千葉支店 千葉市中央区中央港1-12-3 | 3011101055078 | 一般競争入札 (総合評価) | 1,175,052,629 | 1,144,800,000 | 97.4% | |
| 横浜港南本牧ふ頭地区荷さばき地内施設設計等業務 H29.8.1 ~ H30.3.23 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.8.1 | 八千代エンジニアリング(株) 横浜センター 横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 | 2011101037696 | 一般競争入札 (総合評価) | 43,071,609 | 40,824,000 | 94.8% | |
| 東京国際空港C滑走路南側他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H29.8.10 ~ H30.3.30 空港等土工工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.8.10 | (株)大林組 東京本店 東京都港区港南2-15-2 | 7010401088742 | 一般競争入札 (総合評価) | 3,441,803,916 | 3,110,400,000 | 90.4% | |
| 鹿島港外港地区南防波堤築造工事 茨城県 鹿島港内 H29.9.27 ~ H31.3.15 港湾土工工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.27 | 五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8 | 1010001000006 | 一般競争入札 (総合評価) | 1,202,559,309 | 1,084,320,000 | 90.2% | |
| 横浜港南本牧地区岸壁(-18m)(耐震)上部等工事 横浜市中区南本牧地先 H29.10.3 ~ H30.10.31 港湾土工工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.10.3 | 東洋建設(株) 横浜支店 横浜市中区山下町25-15 | 9120001077496 | 一般競争入札 (総合評価) | 2,437,981,585 | 2,201,040,000 | 90.3% | |
| 横浜港本牧沖土質調査 横浜市中区本牧ふ頭地先 H29.10.25 ~ H30.3.20 測量・調査 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.10.25 | 横浜港本牧沖土質調査川崎地質・中央開発設計共同体 代表者 川崎地質(株)首都圏事業本部 東京都港区三田2-11-15 | - | 指名競争入札 (公募型競争入札) (総合評価) | 157,637,117 | 154,440,000 | 98.0% | |
| 横浜港大黒地区岸壁(-12m)(改良)築造工事 横浜市鶴見区大黒ふ頭地先 H29.10.30 ~ H31.3.29 港湾土工工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.10.30 | 東亜・みらい・りんかい日産特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社横浜支店 横浜市中区太田町1-15 | - | 一般競争入札 (総合評価) | 2,416,341,371 | 2,180,412,000 | 90.2% | |
| 平成29年11月分 該当なし | | | | | | | | | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 備考 |
|--|--|-----------|---|---------------|--------------------------|---------------|---------------|-------|----|
| 港湾空港における防災ボランティアと連携した災害対応力の向上に関する検討業務 H29.12.18 ~ H30.3.27 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.12.18 | 特定非営利活動法人みなとサポート 横浜市中区海岸通3-12-1 | 9020005005091 | 一般競争入札 (総合評価) | 4,365,922 | 4,104,000 | 94.0% | |
| 東京国際空港A滑走路高速脱出誘導路他舗装等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H29.12.22 ~ H31.3.29 空港等舗装工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.12.22 | 大成ロテック(株)南関東支社 東京都江東区塩浜2-7-20 | 4010001034835 | 一般競争入札 (総合評価) | 2,926,605,875 | 2,664,360,000 | 91.0% | |
| 横浜港南本牧地区岸壁(-18m)(耐震)裏込等工事 横浜市中区南本牧地先 H29.12.22 ~ H30.7.31 港湾土工工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.12.22 | 東洋・あおみ・不動テトラ特定建設工事 共同企業体 代表者 東洋建設(株)横浜支店 横浜市中区山下町25-15 | - | 一般競争入札 (総合評価) | 2,205,144,289 | 1,986,768,000 | 90.1% | |
| 東京国際空港A誘導路他地盤改良等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H29.12.27 ~ H30.9.28 空港等土工工事 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.12.27 | 五洋・大成・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8 | - | 一般競争入札 (総合評価) | 2,607,366,113 | 2,430,000,000 | 93.2% | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|--|--|----------|---|---------------|---|-------------|-------------|--------|---------|----|
| 東京国際空港D滑走路維持管理等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H29.4.1 ~ H30.3.31 空港等舗装工事、測量・調査 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | 鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・新日鐵住金エンジニアリング・大成・東亜・東洋・西松・前田・三菱重工・みらい・若狭興工建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設 東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8 | - | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり | 510,771,195 | 509,760,000 | 99.8% | | |
| 平成29年5月分 該当なし | | | | | | | | | | |
| 東京湾における作業船係留地検討業務 H29.6.9 ~ H30.1.31 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.6.9 | (公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5 | 7010405000967 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 22,194,657 | 22,140,000 | 99.8% | | |
| 港湾施設の高度化・効率化及び性能評価に関する研究委託 H29.7.7 ~ H30.3.23 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.7.7 | 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1 | 5012405001732 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり | 115,845,990 | 115,840,270 | 99.9% | | |
| 東京国際空港における基本施設の設計及び維持管理に関する研究委託 H29.7.7 ~ H30.3.23 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.7.7 | 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1 | 5012405001732 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり | 128,232,240 | 128,231,685 | 99.9% | | |
| 海洋環境整備船建造検討業務 H29.8.9 ~ H30.3.23 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.8.9 | (一社)日本作業船協会 東京都千代田区有楽町1-12-1 | 3010005017267 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり | 37,437,722 | 34,560,000 | 92.3% | | |
| 東京湾水環境改善に資する適合資材の品質管理マニュアル検討業務 H29.8.16 ~ H30.3.23 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.8.16 | (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10 | 8010405009702 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (公募型プロポーザル) | 108,951,134 | 107,967,600 | 99.1% | | |
| ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務 H29.9.6 ~ H30.3.30 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.6 | ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務みなと総合研究財団・三井造船(株)設計共同体 代表者 (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10 | - | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり (公募型プロポーザル) | 120,852,612 | 120,744,000 | 99.9% | | |
| 港湾空間におけるクルーズ船の新たなニーズに対応するための検討業務 H29.9.6 ~ H30.3.16 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.6 | (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10 | 8010405009702 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 14,777,701 | 14,688,000 | 99.4% | | |
| 東京国際空港周辺海域をモデルとした水環境再生に係る整備計画検討業務 H29.9.15 ~ H30.3.20 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.15 | (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10 | 8010405009702 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 16,906,138 | 16,902,000 | 100.0% | | |
| 平成29年10月分 該当なし | | | | | | | | | | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|--|--|----------|---------------------------------|---------------|--|------------|------------|-------|---------|----|
| シャーン共同利用を通じた港湾物流効率化検討調査 H29.11.1 ~ H30.3.23 建設コンサルタント等 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.11.1 | (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10 | 8010405009702 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル) | 25,217,595 | 25,164,000 | 99.8% | | |
| 平成29年12月分 該当なし | | | | | | | | | | |

平成 29 年度

東京空港

随意契約理由書

件名：東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・新日鉄住金エンジ・JFE エンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・三菱重工・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）と随意契約する。

記

東京国際空港D滑走路建設外工事（以下、「D滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を100年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・棧橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D滑走路工事の入札では総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定した。また、契約上も同維持管理費を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において、「技術的競争性がない等の甲の判断および国会の議決にもとづいてなされる甲の請求を停止条件」とし、維持管理業務を重要視してきた。よって、今回、維持管理に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下検証する。

必要となる維持管理業務は、通常の滑走路等における定期的な点検（目視視測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態視測、鋼材の内厚測定、電気防食の電位測定、棧橋内部の湿度管理等に対しても常時確認するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となる。

特に、埋立と棧橋部を繋ぐ接続部では、埋立側背面の沈下が滑走路や誘導路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。なお、点検・計測の結果やそれに応じた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、共同企業体が構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。

また、鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。

さらに、より実態に則した維持管理とするため、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

以上から、現段階においても共同企業体のみが円滑に実施できる唯一の者であり、「技術的競争性はない」と判断できる。

一方、D滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト縮減委員会）を組織しているが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが格段に大きくなる。」とされ、「維持管理契約については、共同企業体と契約することが適切である。」との結論を得ている。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、共同企業体と随意契約を行うものである。

平成 29 年度

随意契約理由書

件名：東京湾における作業船係留地検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人日本港湾協会と随意契約する。

本業務は、東京湾における作業船等の係留の現状を把握し、作業船の係留地の検討を行うものである。また、津波や高潮に耐えるための係留方法等についても検討を行うものである。

業務の実施にあたっては、作業船の係留地の新たな整備及び既存施設の利活用や、津波や高潮に耐えるための係留方法に関する高い知見が不可欠であることから、業務の実施に当たっての着眼点や留意点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

これらのことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。

平成 29 年度

横浜技調

随意契約理由書

件名：港湾施設の高度化・効率化及び性能評価に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾施設の設計及び事業の実施にあたり課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

本業務は、大水深かつ高規格なコンテナターミナルに適する埠頭取扱大容量化の評価に関する検討、矢板式係船岸の改良設計の体系化の検討、東京湾環境予測モデルの構築に関する検討、積上構造を考慮した基礎捨石の安定性の評価手法の検討、既存構造を有効に活用した棧橋の耐震改良に関する検討を行うものである。よって、本業務の実施機関は、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的及び工学的な研究遂行能力及び研究実績を有することが必要であり、以下に示す特殊な設備・システムを自在に駆使して現象を解明する高い技術力を有している必要がある。

【特殊な設備・システム】

- ① 大水深かつ高規格なコンテナターミナルの評価のためのシミュレータを保有し、かつ適切に個々の荷役機械及び車両の移動を定量的に評価する解析能力を有していること。
- ② 矢板式係船岸の設計に関し全国的なデータベースを保有し、かつ適切な改良設計の解析能力を有していること。
- ③ 環境シミュレーションモデルを保有し、かつ適切な非静水圧 3 次元生態系の解析能力を有していること。
- ④ 港湾構造物における捨石の積上構造を再現し、その安定性を評価できる大型遠心模型実験施設と挙動を解明する高度な画像解析システムを保有し、かつ適切な解析能力を有していること。
- ⑤ 長周期・長時間振動により複雑な挙動を詳細に再現できる大型模型振動台実験施設を保有し、かつ適切な解析能力を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。本業務に関連する研究においても、コンテナターミナルの取扱容量に関する研究、矢板式係船岸の改良設計に関する研究、環境予測モデルの構築に関する研究、基礎捨石の安定性評価手法の研究、棧橋の耐震改良に関する研究等は国際的評価を得ている。また、上記に示す特殊な設備・システムを有しており総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成 11 年法律第 208 号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、上記要件を満たすと認められる者がいない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

平成 29 年度

横浜技調

随意契約理由書

件名：東京国際空港における基本施設の設計及び維持管理に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、関東地方整備局が行う空港施設の設計及び事業の実施にあたり課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

本業務は、東京国際空港の強震観測記録に基づく耐震設計の高度化に関する検討、空港舗装の品質向上に向けた材料面からの検討、空港アスファルト舗装材料の規格の高度化等に関する検討、大ひずみ領域に対する地盤の地震応答解析に関する検討、不均質地盤における薬液注入工法による液状化対策の改良効果等の検討、大規模急速施工埋立地盤における経年的な評価に関する検討を行うものである。よって、本業務の実施機関は、空港整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的及び工学的な研究遂行能力及び研究実績を有することが必要であり、以下に示す特殊な設備・システムを自在に駆使して現象を解明する高い技術力を有している必要がある。

【特殊な設備・システム】

- ① 東京国際空港強震観測記録データ解析システムを保有し、軟弱地盤上に建設された構造物の地震時の挙動に関する解析能力を有していること。
- ② 航空機接地圧相当の走行荷重を載荷することができる試験装置を保有し、舗装材料特性を踏まえた品質向上やアスファルト舗装材料の規格の高度化に関する解析能力を有していること。
- ③ 有効応答解析プログラム及び等価線形化プログラムを保有し、かつ適切な地震応答解析の処理能力を有していること。
- ④ 薬液注入過程の再現及び液状化抑制効果を検証できる大型遠心模型実験施設と挙動を解明する高度な画像解析システムを保有し、かつ適切な解析能力を有していること。
- ⑤ 施工後に年数が経過して圧密速度が小さくなっている羽田Dランの地盤の圧密速度を再現できる圧密試験装置を保有し、かつ適切な圧密特性の解析能力を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率の良かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。本業務に関連する研究においても、地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究、地盤・構造物の設計法の高度化に関する研究、空港における新しい舗装技術やその補修工法に関する研究、土質データベースのデータ補間と三次元可視化技術の開発等は国際的評価を得ている。また、上記に示す特殊な設備・システムを有しており総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成 11 年法律第 208 号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

平成 29 年度

随意契約理由書

件名：海洋環境整備船建造検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人日本作業船協会と随意契約する。

記

本業務は、国土交通省設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 100 号）第 4 条第 1 項第 103 号に規定する「国が行う海洋の汚染の防除に関する業務」に従事する当局所有の海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の、デュアル燃料化*に対応する船舶を建造するための基本構造及びその運用に関する検討を行うものである。海洋環境整備船（清掃兼油回収船）のデュアル燃料化においては、清掃船兼油回収機能の検討と併せて、船体構造、主機関、燃料設備、関連補助機器など船舶建造に関連する法令に基づく検討が必要である。このため、業務にあたっては作業船建造検討に関する総合的な技術力が必要であり、作業船のデュアル燃料化に関する技術検討実績、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討に関する実績及び海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の清掃兼油回収機能検討に関する実績を有していることが求められることから、本業務の委託先は、以下の要件を満たす者であることが必要不可欠である。*デュアル燃料化とは、軽油と LNG の 2 種の燃料を切り替えて運転できる機能である。

- ① 作業船のデュアル燃料化に関する技術検討実績を有していること。
- ② 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討に関する実績を有していること。
- ③ 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の清掃兼油回収機能検討に関する実績を有していること。

一般社団法人日本作業船協会は、本業務に必要な作業船のデュアル燃料化に関する技術検討を行った実績とともに、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討及び調査研究に関する実績と清掃兼油回収機能検討に関する実績を有し、作業船建造検討に関する総合的な技術力を有していることから上記①～③の要件を満たす者であり、本業務を実施できる者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般社団法人日本作業船協会と随意契約するものである。

平成 29 年度

随意契約理由書

東京湾水環境改善に資する適合資材の品質管理マニュアル検討業務

○ 本業務は下記の理由により、一般財団法人 みなと総合研究財団と随意契約致したい。

記

○ 本業務は、東京湾の水環境改善に向けて、現場特性を把握するとともに海域環境改善に資する適合資材の検討を行うものである。具体的には、東京湾水環境改善に向けた資料収集整理、東京湾の海域環境の改善に資する整備手法の検討及び海域環境改善に資する適合資材の検討を行いつつ、海域環境改善に資する資材のうち特に陸上建設発生土に着目し、その適合性について評価を行う。併せて、陸上建設発生土を活用する際には厳格な品質管理が必要となるため、別件発注の「東京湾浅場造成工事」をケーススタディとして、環境調査の実施・分析を行いつつ、陸上建設発生土における管理手法の検討を行う。併せて、これらを基として汎用性のある「海域環境改善に資する陸上建設発生土の品質管理マニュアル（案）」を検討するものである。

このため、業務の実施に当たっては、東京湾の海域環境改善手法に係る深い知見をもって「海域環境改善に資する陸上建設発生土の品質管理マニュアル（案）」の検討を行う必要がある。よって、「海域環境改善に資する適合資材のうち、陸上建設発生土の土質特性ごとの性状を踏まえた評価項目」及び「海域環境改善に資する陸上建設発生土の品質管理」に関する経験を踏まえた技術提案を受ける事により、優れた成果を期待できるものと考え、公募型プロポーザル方式によって技術提案を求め、優れた提案を行った「一般財団法人 みなと総合研究財団」を特定した。

したがって、一般財団法人 みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できると判断される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、一般財団法人 みなと総合研究財団と随意契約するものである。

平成 29 年度

随意契約理由書

件名：ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務

本業務は、下記の理由により、ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務みなと総合研究財団・三井造船株式会社設計共同体と随意契約する。

記

コンテナ船の大型化やアライアンスの再編が進展する中、国際コンテナ戦略港湾京浜港の国際競争力強化を図るため、コンテナターミナルの機能向上を図ることが必要である。一方で、国際海上コンテナの国内輸送は、トレーラーによる陸上輸送がその大半を占めているが、コンテナターミナルのゲート前における渋滞が定時性・速達性の低下を招いており、その対策は喫緊の課題となっている。この課題解決にあたっては、進展の著しい情報通信技術の活用により、ターミナル全体の処理能力を向上させることが1つの有効な対策であると考えられる。

本業務は、PSカードやETCのリアルタイム情報の共有・活用により、港湾物流のセキュリティを確保しつつゲート処理・荷役・輸送の円滑化を図ることを目的とし、新たに港湾情報システムを設計、構築するものである。また、ケーススタディとして大水深かつ高規格なコンテナターミナルを備える横浜港南本牧ふ頭において、試験運用とその効果検証を行い、平成30年度からの本格運用および高度化に向けた検討を行うものである。

このように、本業務は港湾情報システムを構築したうえで同システムの試験運用が港湾物流に与える影響を把握・分析する必要があること、また本システムはリアルタイム情報を関係者間で共有するこれまでに無い画期的な仕組みであることから、港湾情報システムと港湾物流に関する高度な専門的知識を基礎とした着眼点が求められる。そのため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

システムの運用・保守コストの低減を考慮しつつ、十分なセキュリティの確保とともにユーザーフレンドリーなシステム構築に向けた具体的な着眼点

試験運用の効果把握に向けた具体的な実施方法に関する着眼点

その結果、優れた技術提案を行ったICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務みなと総合研究財団・三井造船株式会社設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務みなと総合研究財団・三井造船株式会社設計共同体と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：港湾空間におけるクルーズ船の新たなニーズに対応するための検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

記

本業務は、国内外で過去に実施されたクルーズ船をホテルシップとして活用した事例を調査し、今後の港湾におけるクルーズ船の新たな活用促進に向けた検討を行うものである。また、旅客ターミナルを核とした地域経済の活性化を図るために、訪日クルーズ旅客へ周辺地域や特産品等の情報を提供することによって顧客ニーズを把握するとともに、将来的に港湾を通じた地域特産品等の本格的な輸出に資するための検討を行うものである

本業務の実施において、多数の訪日外国人旅行者が長期間滞在する大規模イベントの混雑時に、港湾空間の新たなニーズとして、クルーズ船をホテルシップとして活用するための検討、並びに多数の訪日外国人旅行者がクルーズ船を利用する機会を活かして、旅客ターミナル周辺の空間を活用し、将来的に港湾を通じた地域特産品等の輸出促進に係る検討をするためには、新たなニーズに対応した、港湾空間の利活用に関する高度な専門的知識が必要不可欠であることから、業務の実施に当たっての着眼点や留意点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

平成 29 年度

随意契約理由書

件名：東京国際空港周辺海域をモデルとした水環境再生に係る整備計画検討業務

本件は、下記の理由により一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

記

本業務は、「東京湾水環境再生計画」に基づき実施される具体的な施策や指標の現況把握を行うとともに、「干潟及び干潟の生態系が有するサービスの定量化手法の考案（国土技術政策総合研究所資料第 890 号）」により示された手法を用いて、東京湾内に存在する既存の干潟の評価を行うものである。

さらに、東京国際空港周辺海域について同評価結果等を踏まえ、海域における水環境再生に係る整備計画（案）の作成ならびに有識者ヒアリングを行うものである。

本業務の遂行にあたっては、河川流入環境にある海域の特性や水生生物の生息場に関する知識を有していることに加え、東京湾の水環境に関する各種施策や取り組み状況を熟知し、研究報告の情報や有識者ヒアリングの結果を業務に適切に反映することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・東京国際空港周辺海域において多様な生物生息場を計画するうえでの着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：シャーシの共同利用を通じた港湾物流効率化検討調査

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

記

今後更なるコンテナ船の大型化の進展やコンテナ貨物の取扱量増加が想定される中、国際コンテナ戦略港湾京浜港の国際競争力強化を図るため、コンテナ輸送の効率化、生産性向上を図る必要がある。一方で、国際海上コンテナの国内輸送は、海上コンテナ用セミトレーラ連結車による陸上輸送がその大半を占めているが、コンテナターミナル周辺における渋滞の他、海上コンテナ用セミトレーラ（以下「シャーシ」という）の位置や走行距離が正確には把握できておらず、シャーシの運用面、安全管理面などが課題として挙げられる。そこで、I o T (Internet of Things) 等を活用し、シャーシの効率的で安全な利用を促進することで、輸送の効率化、生産性向上を図ることが1つの有効な対策であると考えられる。

本業務は、シャーシの効果的かつ効率的な利用を促進することを目的とした実証実験として、シャーシに位置情報把握を可能とする機器を設置し、シャーシ位置をリアルタイムで可視化し、併せて陸運事業者がそれぞれ保有管理しているシャーシの共同利用を行い、その効果や課題を検証するものである。さらに、当該実証実験を踏まえ、シャーシの共同利用を促進する体制や運用方法、共同利用のための情報システムの構築について検討を行うものである。

このように、実証実験の実施にあたっては、効率的な配車を可能とするシャーシ共同利用が陸運事業者にとって参加しやすく利用者視点に立った仕組みであること、実証実験におけるシャーシ共同利用が陸運事業者や周辺環境に与える効果を正確に測定することが重要と考えられる。これらの検討にあたっては、港湾物流、シャーシの利用体制及び運用方法に関する高度な専門的知識を基礎とした着眼点が求められる。そのため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

効率的な配車を可能とする共同利用システムの仕組みに関する着眼点

実証実験におけるシャーシ共同利用による効果を十分に把握するための測定項目及び方法に関する着眼点

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 備考 |
|------------------------------|--|----------|--|---------------|--------------------------|---------------------|-------------------|--------|--------------------------------|
| 平成29年度東京湾中央航路航路調査船運航一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1 | 5010401047320 | 一般競争入札 | (月額) 274,353 | (月額) 272,160 | 99.2% | 単価契約 予定調達総額 175,102,751円 |
| 関東地方整備局車両管理業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | 日本道路興運(株) 東京支店 東京都新宿区西新宿6-6-3 | 7011101016571 | 一般競争入札 (総合評価) | (基本月額) 1,152,159 | (基本月額) 734,400 | 63.7% | 単価契約 予定調達総額 8,812,800円 |
| 港湾情報処理システム運用管理業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (株)Lee. ネットソリューションズ 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15 | 7010001123651 | 一般競争入札 | 41,880,888 | 37,746,000 | 90.1% | |
| 東京国際空港保安警備業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | 首都圏ビルサービス協同組合 東京都港区赤坂1-1-16 | 1010405002003 | 一般競争入札 | 352,415,183 | 321,840,000 | 91.3% | |
| 首都圏臨海防災センター警備等業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (株)ビー・エム・ヨコハマ 横浜市中区長者町3-8-13 | 4020001043257 | 一般競争入札 | 10,617,761 | 5,146,200 | 48.5% | |
| 巡回カウンセリング等業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (一社)日本産業カウンセラー協会 神奈川支部 横浜市中区桜木町3-8 | 6010405001009 | 一般競争入札 | 1,505,886 | 960,120 | 63.8% | |
| 東京国際空港雨水排水中和設備保守点検一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (株)環境技研 東京都杉並区南荻窪4-11-10 | 2011301001568 | 一般競争入札 | 23,190,076 | 22,626,000 | 97.6% | |
| 直轄施工管理用カメラ等制御ソフトウェアライセンス更新一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | 特定非営利活動法人 港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4 | 5010405005522 | 一般競争入札 | 1,684,800 | 1,684,800 | 100.0% | |
| 東京湾中央航路航路調査船「うらなみ」点検整備業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.19 | 京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2 | 3020001030545 | 一般競争入札 | 14,238,029 | 14,040,000 | 98.6% | |
| コピー用紙他購入一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.25 | (株)井上企画 東京都町田市本町田3275-12 | 3012301002860 | 一般競争入札 | 28,155,407 | 24,992,145 | 88.8% | 単価契約 |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 備考 |
|-------------------------------|--|-----------|--------------------------------------|---------------|--------------------------|------------|------------|-------|----|
| 鹿島港港湾業務艇「かしまなだ」点検整備業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.5.12 | (有)大九造船 千葉県銚子市松本町3-971-27 | 5040002085717 | 一般競争入札 | 5,736,426 | 4,536,000 | 79.1% | |
| 平成29年6月分 該当なし | | | | | | | | | |
| 平成29年7月分 該当なし | | | | | | | | | |
| ソフトウェア購入一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.8.4 | (株)トータル・サポート・システム 茨城県つくば市諏訪C19街区6 | 7050001004757 | 一般競争入札 | 26,444,782 | 23,628,240 | 89.3% | |
| 千葉港清掃兼油回収船「べいくりん」点検整備業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.1 | 小湊造船(株) 千葉県袖ヶ浦市南袖9 | 7040001074272 | 一般競争入札 | 35,600,362 | 35,532,000 | 99.8% | |
| 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点訓練運営支援業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.1 | エイアンドエー(株) 東京都港区南青山4-18-21 | 3010401082419 | 一般競争入札 | 7,950,185 | 4,849,200 | 61.0% | |
| 横浜技調水理実験場機械設備整備業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.22 | (株)横浜工作所 横浜市鶴見区生妻2-3-2 | 6020001019172 | 一般競争入札 | 6,116,632 | 5,001,480 | 81.8% | |
| 東京湾中央航路航路調査船「べいさーち」中間検査整備業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.22 | 新潟造船(株) 新潟市中央区入船町4-3776 | 7110001006714 | 一般競争入札 | 14,564,023 | 14,256,000 | 97.9% | |
| 京浜港港湾業務艇「たかしまⅡ」中間検査整備業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.29 | 京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2 | 3020001030545 | 一般競争入札 | 10,623,798 | 9,180,000 | 86.4% | |
| 東京港港湾業務艇「江戸」中間検査整備業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.10.20 | (有)新倉造船所 横須賀市佐島1-18-30 | 3021002066017 | 一般競争入札 | 8,854,486 | 5,940,000 | 67.1% | |

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 備考 |
|--------------------------------|--|-----------|---------------------------------|---------------|--------------------------|------------|------------|-------|----|
| 茨城港港湾業務艇「ひたち」点検整備業務 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.10.27 | (有)大九造船 千葉県銚子市松本町3-971-27 | 5040002085717 | 一般競争入札 | 5,625,320 | 4,838,400 | 86.0% | |
| 出入管理情報システムリーダー管理端末等機器購入 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.11.15 | (株)東機システムサービス 東京都港区芝5-26-24 | 3010401019131 | 一般競争入札 | 1,243,188 | 928,476 | 74.7% | |
| 京浜港浮桟橋点検整備業務 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.11.17 | 京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2 | 3020001030545 | 一般競争入札 | 12,338,438 | 10,368,000 | 84.0% | |
| 防災備蓄食料他購入 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.11.22 | 特定非営利活動法人日本防災環境 横浜市中区扇町3-8-6 | 1020005005116 | 一般競争入札 | 1,666,675 | 1,642,539 | 98.6% | |
| 千葉港マルチビーム測深装置購入 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.11.29 | (株)エス・イー・エイ 千葉県浦安市富士見3-16-3 | 9040001025744 | 一般競争入札 | 39,765,600 | 21,323,520 | 53.6% | |
| ICレコーダー他購入 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.12.15 | (株)マルハチ 横浜市鶴見区鶴見中央4-2-14 | 4020001018845 | 一般競争入札 | 2,494,659 | 2,430,000 | 97.4% | |
| 平成29年度パーソナルコンピュータ借上(その3) 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.12.22 | 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋1-3-1 | 6010401024970 | 一般競争入札 | 29,899,482 | 17,823,456 | 59.6% | |
| 鹿島港機械設備「固定ジブクレーン」点検整備業務 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.12.25 | 日本海洋産業(株) 山口県下関市大和町1-5-8 | 5250001006132 | 一般競争入札 | 9,336,926 | 4,287,600 | 45.9% | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|---|--|----------|---------------------------------|---------------|-------------------------------------|-------------|-------------|--------|---------|----|
| 特定離島港湾事務所庁舎借上 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | 相模産業(株) 東京都品川区北品川1-3-28 | 8010701003904 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり | 23,328,000 | 23,328,000 | 100.0% | | |
| 行財政情報サービス提供業務 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | (株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8 | 7010001018703 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-2のとおり | 1,944,000 | 1,944,000 | 100.0% | | |
| 土地使用料(10号地その1地区) 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.3 | 新日鐵住金(株) 東京都千代田区丸の内2-6-1 | 3010001008848 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-3のとおり | 144,728,682 | 144,728,682 | 100.0% | | |
| 平成29年度東京港臨港道路南北線整備事業に係る委託契約 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.4.20 | 東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1 | 8000020130001 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-4のとおり | 230,650,000 | 230,650,000 | 100.0% | | |
| 平成29年度及び平成30年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業に係る委託契約 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.5.8 | 川崎市 川崎市川崎区宮本町1 | 7000020141305 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-5のとおり | 480,000,000 | 480,000,000 | 100.0% | | |
| 東京湾中央航路航路調査船「べいさーち」点検整備業務 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.5.17 | 新潟造船(株) 新潟市中央区入船町4-3776 | 7110001006714 | 予決令第99条の2 | 4,379,380 | 4,320,000 | 98.6% | | |
| 平成29年6月分 該当なし | | | | | | | | | | |
| 千葉港港湾業務艇「あいりす」点検整備業務 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.7.28 | 小湊造船(株) 千葉県袖ヶ浦市南袖9 | 7040001074272 | 予決令第99条の2 | 5,478,787 | 5,400,000 | 98.6% | | |
| 平成29年8月分 該当なし | | | | | | | | | | |
| 横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.9.1 | 三菱倉庫(株)横浜支店 横浜市中区太田町4-55 | 8010001034947 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-6のとおり | 200,128,334 | 199,800,000 | 99.8% | | |
| 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務 一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.10.6 | 川崎港運協会 会長 西 修一 川崎市川崎区東扇島38-1 | - | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-7のとおり | 1,507,719 | 1,261,980 | 83.7% | | |

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|--|--|----------|--------------------------------|---------------|-------------------------------------|------------|------------|-------|---------|----|
| 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57 | H29.10.6 | 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8 | 1010001000006 | 会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-8のとおり | 15,423,475 | 15,120,000 | 98.0% | | |
| 平成29年11月分 該当なし | | | | | | | | | | |
| 平成29年12月分 該当なし | | | | | | | | | | |

平成 29 年度

特定離島港湾

随意契約理由書

件名：特定離島港湾事務所庁舎借上

本件は、下記の理由により、相模産業株式会社と随意契約する。

記

本件は、特定離島港湾事務所の庁舎借上を行うものである。

庁舎物件の選定にあたっては、所管する南鳥島、沖ノ鳥島が東京都小笠原村に属することから、災害や工事事務等の緊急時はもとより、平常時においても地元自治体との調整が円滑に遂行できる場所であること、離島の保全・管理に関する施策については、南鳥島で活動している防衛本省、気象庁、海上自衛隊横須賀総監部や不審船等の情報共有のため第三管区海上保安本部など、東京都内及び神奈川県内立地の関係府省との調整が必要であり、交通の利便性を考え選定する必要があること、特定離島の港湾整備・管理に従事する作業船が係留できる沿岸域に近いこと、災害対応を行うため耐震性を有する建物であること、十分な執務スペースが確保できること等の条件をもとに、平成 26 年度に調査し、上記 5 つの条件を満たし、かつ最も経済的な物件として、相模産業株式会社所有の第 5 小池ビルを選定し、平成 27 年 5 月 1 日より庁舎として借り上げしている。現在においても適した国有施設がないことから、民間貸しビルにより対処しなければならないが、新たに別の物件を借上げる場合は、移転に伴う多額の費用を要すること等から、経済的な面においても当該物件を継続して借り上げることが最良と判断した。

以上により、当該物件が限定され、供給者が一に特定されることにより競争を許さないため、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、当該物件の所有者である相模産業株式会社と随意契約を行うものである。

平成 29 年度

関東地方整備局

随意契約理由書

件名：行財政情報サービス提供業務

本業務は、下記の理由により、(株)時事通信社と随意契約する。

記

関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震、風水害、津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援等幅広い業務を担っている。

こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体、さらには警察等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要がある。

本業務は、(株)時事通信社が独自に配信している官庁速報をはじめ、各大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時事刻々と発生する政治・社会ニュース災害情報のデータ提供を受け、日常業務に活用するものである。

(株)時事通信社の「i-JAMP」は、国内78拠点の支社・総支局の取材ネットワークを駆使して取材した中央省庁から地方自治体までの幅広い行政情報を掲載し、有益な情報をインターネットにより即時に提供している。また、行財政、経済情報等必要な専門情報をインターネットを利用して24時間リアルタイムで入手することができるサービスを行っている。

このような行政ニュース、災害情報、中央省庁や地方自治体からの情報発信及び各種データの提供を受けるにあたって、信頼性及び技術力の面においてもすぐれた組織体制を備えた業者は他になく、さらに本業務における行政ニュースや各分野の最新データ等の情報も(株)時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しており、本業務を遂行できるのは(株)時事通信社以外にはない。

よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)時事通信社と随意契約を行うものである。

平成 29 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (10 号地その 1 地区)

本件は、下記の理由により、新日鐵住金株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港 10 号地その 2 地区～中央防波堤内側地区において施工中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する沈埋函艀装品ヤードの借上を行うものである。

事業実施中である東京港臨港道路南北線整備事業において、海上トンネル部を構成する沈埋函の沈設用部材（沈設ポンツーン、タワーポンツーン等）は 1 号函から 7 号函で使用する。各函沈設後、次の函に艀装するまでの期間は保管場所が必要となる。

保管場所の選定にあたっては、施工効率を勘案し、艀装場所である 15 号地木材ふ頭及び船橋市京葉食品コンビナートを有する東京港及び千葉港葛南地区を調査範囲とし、海上運搬を行うための岸壁を有すること、起重機船の接岸のため 5 m 以上の水深を有することを条件として、港湾管理者である東京都及び千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では条件を満たす用地を確保出来ないとの結果となった。

上記の結果を受け、東京港及び千葉港葛南地区の公共岸壁以外で利用できる土地を調査したところ、条件を満たす土地は当該土地のみであったため、所有者である新日鐵住金株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、新日鐵住金株式会社と随意契約したい。

平成 29 年度

東京港湾事務所

随意契約理由書

件名：平成 29 年度東京港臨港道路南北線整備事業

本事業は、下記の理由により、東京都と随意契約する。

記

南北線整備事業は、東京港中央防波堤地区の開発に伴う将来交通量需要の増大に対応し、中央防波堤側と有明側を結ぶ主動線となる臨港道路（南北線）により、円滑な物流を確保することを目的として平成 26 年度より整備を実施しているものである。

本工事は、別件で委託契約をしている南北線道路のうち、中央防波堤内側地区の陸上トンネル整備工事の準備工事として既設雨水管の移設を行うものである。施工箇所付近には、港湾施設の管理者である東京都港湾局において港湾管理条例に基づく占用許可のもと、水道管や污水管等が埋設されており、該当工事の実施にあたってはこれらの埋設物の位置を熟知している必要がある。さらに、同施工箇所で輻輳する他の委託契約工事との調整を綿密に行う必要があることから、国が自ら行う場合、東京都の各局との調整に多大な時間を要する事となる。

また、本道路付近は、廃棄物処分場である中央防波堤内側埋立地地区に位置するため、施工時においては環境面の配慮及び調整が必要となる。東京都は、周辺の埋立地盤状況を熟知していると共に、埋設物所有者が都内部部局であるため、円滑な調整や施工の実施が可能である。

従って、東京都港湾局が本工事を円滑かつ適切に実施できるものと判断されることから、「東京港臨港道路整備事業（南北線）及び京浜港国際コンテナ戦略港湾機能強化事業の施工に関する協定書」（平成 26 年 9 月 30 日付）を締結したところである。

以上のことから、東京都が本工事を適切に実施できるものと判断される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、東京都と随意契約するものである。

平成 29 年度

随意契約理由書

件名：平成 29 年度及び平成 30 年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業

本件は、下記の理由により川崎市と随意契約する。

首都圏で消費される食品・雑貨等の物流拠点である川崎港東扇島地区と内陸部を結ぶ幹線道路は、現在、川崎港海底トンネルのみとなっており、交通渋滞が物流の円滑化の支障となっている。

そのため、既存幹線道路に加えて新たに東扇島地区外貿コンテナ岸壁等施設と内陸部を結ぶ臨港道路を整備し、今後の京浜港における取扱貨物量の増加にも対応可能な交通体系の強化や、事故・災害時等の緊急時にも対応可能な輸送網の確保を図ることで、川崎港東扇島地区の京浜港における物流拠点としての機能を更に向上させるため、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業（以下、本事業という。）を進めているところである。

本事業の東扇島アプローチ部が接続する、川崎市の臨港道路（以下、市臨港道路という。）は、東扇島総合物流拠点地区に接した幹線道路となっているため、川崎市において、道路拡幅や本事業に連動して交差点改良等改修工事を計画・実施しているところである。

本事業の実施にあたっては、市臨港道路の交通規制や物流拠点地区に立地している沿道企業の出入口規制が生じることから、川崎市発注工事と一体的に施工時期や工事範囲を調整して施工することにより、東扇島地区の企業活動への影響を極力少なくする必要がある。

このことから、本事業を効率的かつ円滑に遂行するため、川崎市と平成 23 年 10 月 28 日付けで本事業の東扇島アプローチ部に関して委託に係る協定を締結し、以後協定に基づいて設計・施工を委託しているところである。

本件は、東扇島アプローチ部の擁壁工事及び付帯工事を実施するものであるが、上記により、本件においても協定に基づき川崎市に施工を委託することが最善の方法である。

以上のことから、川崎市が当該委託契約を適切に実施できる唯一の者と判断されるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき川崎市と随意契約を行うものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名：横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務

本業務は、下記の理由により、三菱倉庫株式会社横浜支店と随意契約する。

記

本業務については、コンテナターミナルにおける R T G (Rubber Tyred Gantry Crane) の遠隔操作化において、有人での荷役作業と同等の安全性および作業性を確保するため、R T G を遠隔操作用に改良し、試験的運用を行うものである。R T G とシャーシの接触防止等の安全性の向上及び作業環境の改善に資するデータ収集を行う必要があることから、本業務の委託先は、以下の要件を満たす者であることが必要不可欠である。

コンテナターミナルの荷役に係るオペレーティングに関する技術的経験を有していること。
コンテナターミナルにおける、R T G 遠隔操作化に関する技術開発および安全検証に関する技術的経験を有していること。
横浜港内のコンテナターミナルの R T G を使用した遠隔操作化の実運用に関する検証が実施可能なこと。

三菱倉庫株式会社横浜支店は、横浜港においてターミナルオペレータとしてコンテナターミナルを運営しており、R T G 遠隔操作化を実施するにあたって必要不可欠となる既存コンテナターミナルの安全対策の実施を含め総合的なノウハウを備えている。更に当局が平成 28 年度に発注の「横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務」において、R T G 遠隔操作化のための詳細設計並びに動作検証、各種安全検証を含め、R T G 遠隔操作化に関する実績があり、高度な技術力を有していることから上記 ~ の要件を満たす者であり、本業務を実施できる者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、三菱倉庫株式会社横浜支店と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務

本業務は、下記の理由により川崎港運協会 会長 西 修一と随意契約する。

記

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害が発生した際に、船舶を利用した海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

船舶により運送される貨物の荷役等は、港湾運送事業法（昭和26年5月29日 法律第161号）の定めにより国土交通大臣の許可を受けた事業者しか行えないことになっている。

関東地方整備局では、川崎港における上記事業者95社から構成される団体である川崎港運協会と平成23年7月27日付で「災害時における荷役・運送等に関する協定」（以下「協定書」という。）を締結し、地震、津波、台風等の異常な自然現象による激甚な災害時に荷役・運送等について対応することとしている。

本業務は、緊急輸送活動の円滑な実施のために防災拠点における緊急物資の配置及び船舶、クレーン等を使用した緊急物資の積込、荷捌き地への搬出等の訓練を行うもので、緊急物資取扱能力及び作業における改善点、課題の洗い出し、更には防災拠点における円滑な緊急物資輸送活動を行う体制の確立を目的としている。

協定第2条において、災害時に当局から協力要請があったときは、川崎港運協会 が応ずることとされており、災害時における荷役・運送等の作業は当局からの要請により同協会が行うこととなる。

また、協定第11条において、当局が行う防災訓練に対し、当局の要請に基づき協力を行うことが規定されている。これらのことを総合的に勘案し、本業務については同協会と契約することが最適であると判断した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、川崎港運協会 会長 西 修一と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務

本業務は、下記の理由により五洋建設（株）東京土木支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害時が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

そのため、防災拠点を整備するとともに当該施設が被災した場合でも早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

関東地方整備局では、激甚な災害時の緊急的な応急対策に関し、必要となる資機材・技術者・労働力等を確保することによって、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「埋浚協会関東支部」という）と平成 28 年 3 月 23 日付で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、対応することとしている。

本業務は、発災時の防災拠点内での応急復旧作業の一環として、作業員緊急参集、仮設橋の架設、液状化地盤の復旧、臨時駐機スポット設置や仕分け用テントの設営作業等の訓練を行うものであり、当該訓練において改善点、課題の洗い出し、さらには適切な応急復旧体制の確立を図ることを目的としている。

協定書第 3 条において、災害時に当局からの協力要請があった場合は、埋浚協会 関東支部が応ずることとされており、協定書第 8 条においては、当局と埋浚協会関東支部は協力体制の充実・強化を図るために必要に応じて防災訓練を実施するものとしていることから、埋浚協会関東支部会員の参加が不可欠である。

また、協定書第 6 条第 1 項に基づき、埋浚協会関東支部が定めた平成 29 年度の川崎港港湾区域災害応急対策計画において、同協会の会員である五洋建設（株）東京土木支店は防災拠点を含む浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者となっており、防災訓練等により資機材の保管場所や利用及び設置方法等について精通している。これらのことを総合的に勘案し、本業務については同社と契約することが最適であると判断した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、五洋建設（株）東京土木支店と随意契約するものである。